

第4期 京丹後市高齢者保健福祉計画の概要

1 計画趣旨、目標

高齢者施策を計画的に進めるため3年毎に計画を策定します。第4期の基本目標は「安心していきいきと暮らせる健康長寿のまちづくり」としています。

2 位置付け

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく計画で、本市の総合計画や地域福祉計画及び健康増進計画等、関連諸計画と調和を図りつつ推進する計画です。

3 第4期計画の期間と策定の考え方

1) 平成21年度から23年度までの3年間の計画です。

2) 第3期計画(平成18～20年度)策定時に国から示された参酌標準に基づき設定した平成26年度末の目標に至る中間的な位置づけの計画となります。

4 重点課題

高齢者の積極的な社会参加の促進

介護予防の推進

安心して暮らせる介護サービス基盤の整備

高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の整備

5 介護保険事業費の見込み額

第4期計画期間の事業費を以下のとおり見込んでいます。

単位：千円

事業費見込み	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費関係			
介護給付	4,054,430	4,280,101	4,620,131
予防給付	212,647	217,980	233,668
総給付費 = +	4,267,078	4,498,081	4,853,799
特定入居者介護サービス費等給付費	210,000	230,000	255,000
高額介護サービス費等給付費	60,500	61,500	62,500
保険給付費 = + +	4,537,578	4,789,581	5,171,299
地域支援事業	135,234	144,916	154,283
保険給付費に対する割合 ÷	3.0%	3.0%	3.0%
審査支払手数料	6,379	6,475	6,650
給付費総合計 = + +	4,679,191	4,940,972	5,332,231
3カ年給付費総合計	14,952.394		

6 第1号被保険者の保険料について

平成21年度に介護報酬の改定があることは確定していますが、改定額が未定のため、現行の報酬体系で以下のとおり試算しています。

第1号被保険者の負担割合

介護保険制度は公費（国・府・京丹後市）で50%と、介護保険料（1号被保険者＝65歳以上の方及び2号被保険者＝40歳～64歳の方）で50%を負担することになっています。第4期の負担率は第1号被保険者が20%、第2号被保険者が30%の負担割合と決められています。介護保険料は市民に提供される総サービス量を反映しており、介護サービスが充実し、サービス利用が多くなるほど保険料が高くなる仕組みとなっています。

保険料段階及び保険料率の設定について（案）

低所得者に配慮して新たに2段階増やす予定です。

- ・市民税が世帯課税で本人合計所得と年金収入併せても80万円以下（1.00 0.85）
- ・本人が市民税課税者で所得額が125万円未満（1.25 1.12）

介護給付費準備基金4億3千万円のうち、3億円程度を取崩して第1号被保険者の介護保険料に充当し、基準額（第4段階）は、年額45,600円（第3期より2,400円UP）の予定ですが、平成21年度の介護報酬の改定により保険料額が変動します。

所得段階	対象者	負担割合	保険料額
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.30	13,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	22,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.70	31,900円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は第2段階の要件に該当の人	基準額×0.85	38,700円
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は第3段階の要件に該当の人	基準額×1.0	45,600円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の所得額が125万円未満の人	基準額×1.12	51,000円
第6段階	本人が市民税課税で、所得額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	57,000円
第7段階	本人が市民税課税で、所得額が200万円以上350万円未満の人	基準額×1.50	68,400円
第8段階	本人が市民税課税で、所得額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	79,800円
第9段階	本人が市民税課税で、所得額が500万円以上の人	基準額×2.00	91,200円

【留意事項】

多くの施設入所待機者のために第 4 期計画期間中に施設整備をしたいと考えており、市内の社会福祉法人等へヒヤリングを行い京都府とも協議を行った結果、特別養護老人ホーム 80 床と認知症対応型グループホーム 2 ユニット（18 人）及び小規模多機能型居宅介護施設（登録定員各 25 人）を 4 箇所整備する計画としています。

施設整備分を含んだ介護給付費見込みから第 4 期計画期間中の介護保険料は第 3 期計画期間中より年額 8,400 円上昇する見込みです。その内施設整備分は年額 2,500 円程度と考えられます。

介護給付費準備基金については、全額取り崩すように国・府の指導を受けています。今回基金をすべて取り崩した場合は次期（第 5 期）計画期間の介護保険料が大幅に上昇すると考えられます。そのため、第 4 期計画期間は、基金 4 億 3 千万円のうち 3 億 1 千万円程度取り崩し介護保険料を年額 45,600 円と算定して、1 億 2 千万円程度を後年度に残したいと考えています。